

生山礦業株式会社

採石計画認可申請概要

令和2年6月

鳥取県西部総合事務所
日野振興センター日野県土整備局

住所 鳥取県日野郡日南町丸山字井津羽井手2158外25筆
氏名 生山礦業株式会社
代表取締役 澤田 信介

1. 採石場の区域	採石場の面積	144,278 m ²
	掘削区域の面積	29,344 m ²
	最終高低差	219 m
	境界の明示方法	境界杭により明示する。
	区域を明示する図面等	別添のとおり。

2. 採取をする岩石の種類及び数量	種類	安山岩(流紋岩)	数量	116,300 m ³ (314,010トン)
-------------------	----	----------	----	---------------------------------------

3. 採取の期間	認可日から5年間 (従前認可期間平成27年7月10日～令和2年7月9日)
----------	---

4. 採石業務従事者数	9人(うち業務管理者の資格を有する者 3人)
-------------	------------------------

5. 岩石の賦存の状況	賦存の状況	採取継続中で表土は除去済み。安山岩(流紋岩)が露出。
	確認方法	採取実績による。

6. 採取岩石の用途	路盤用、建設用栗石用、等
------------	--------------

7. 従前認可期間における採石法と採石条例における処分の状況	なし
--------------------------------	----

【位置図】

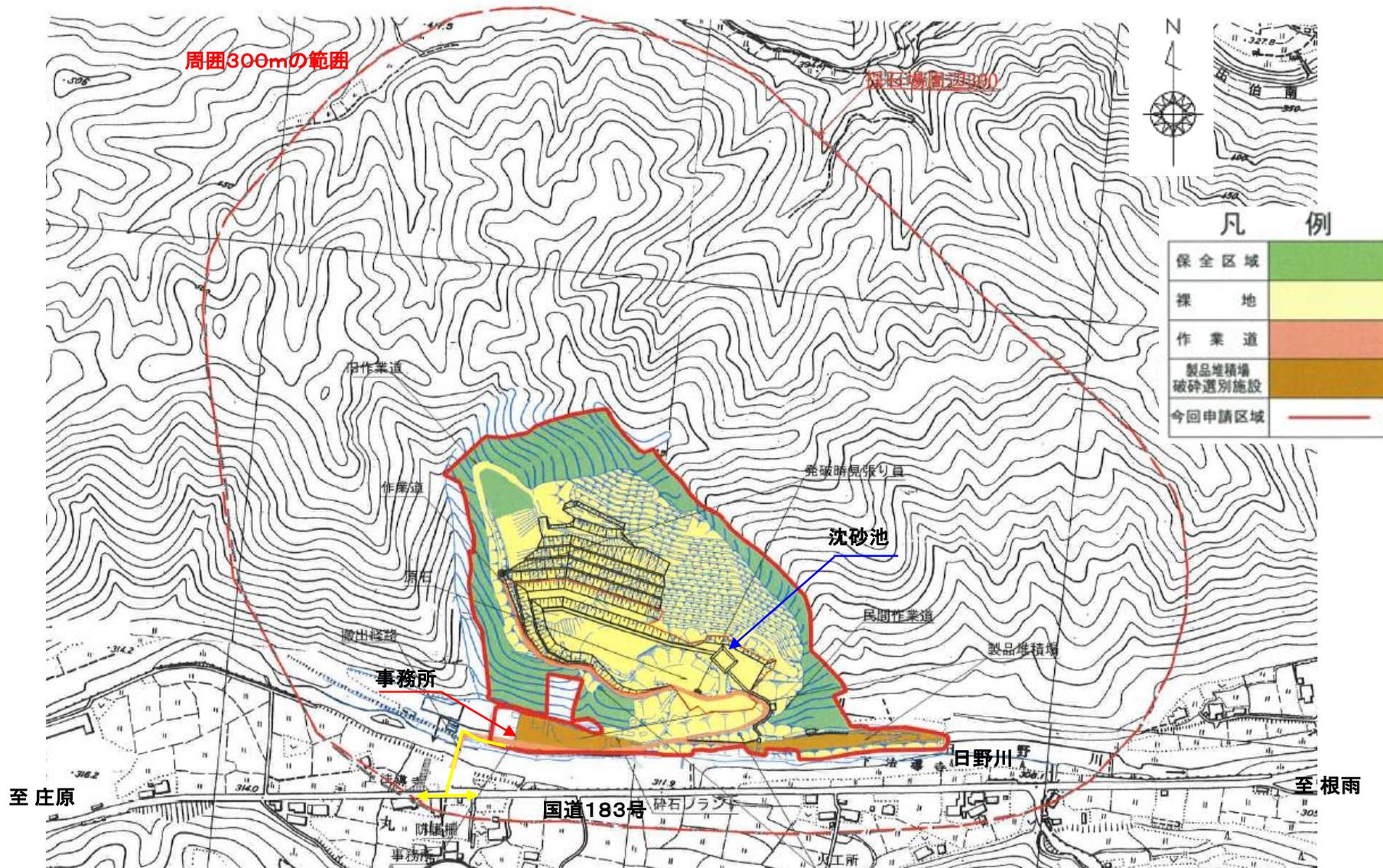


【航空写真】 平成30年4月撮影

— : 採石区域 : 掘削区域

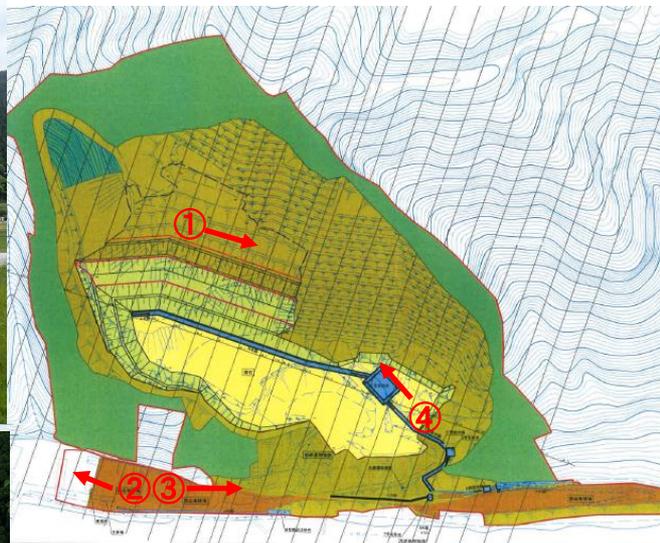


【周辺見取図】



【現況写真】

全景



①



②

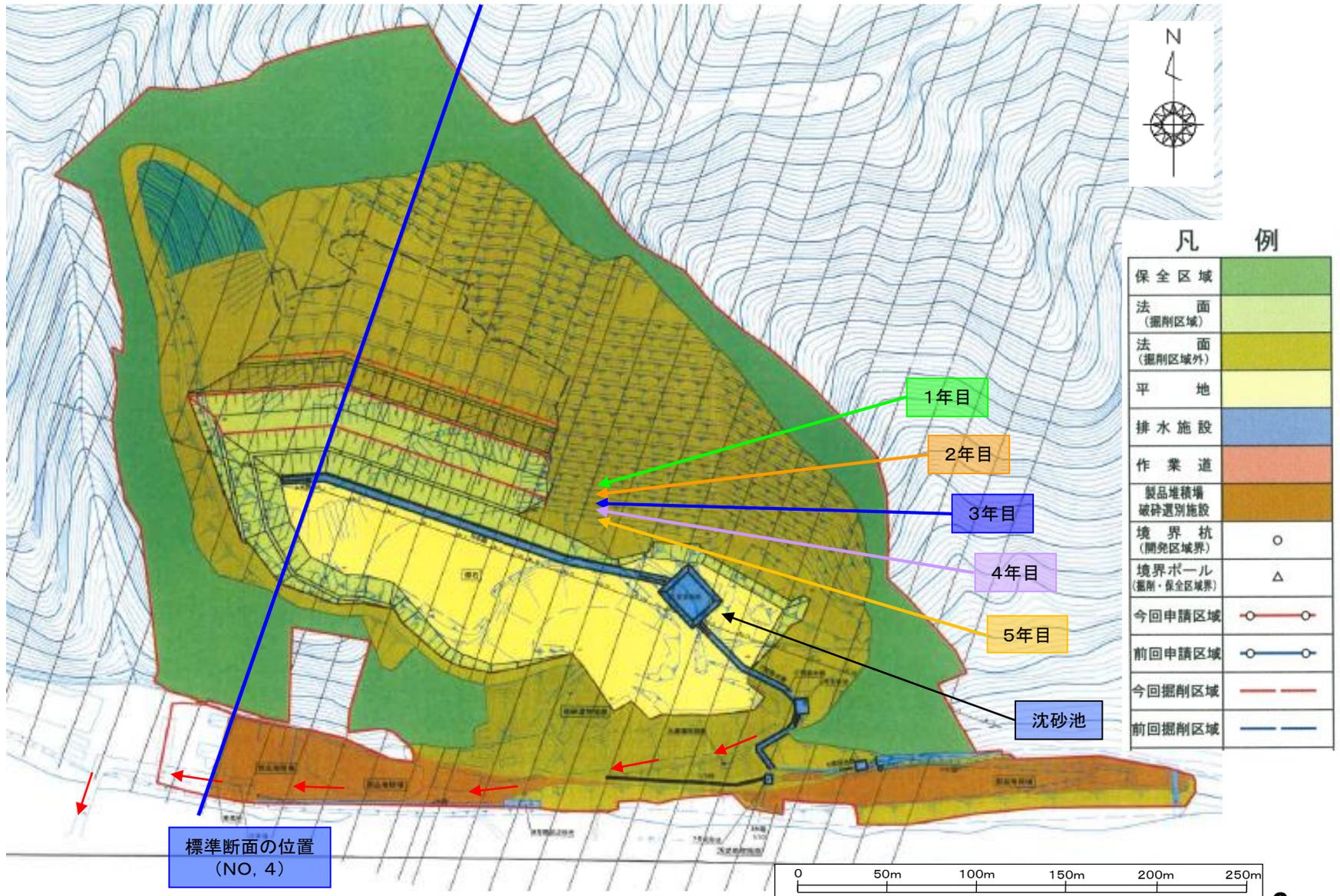


③

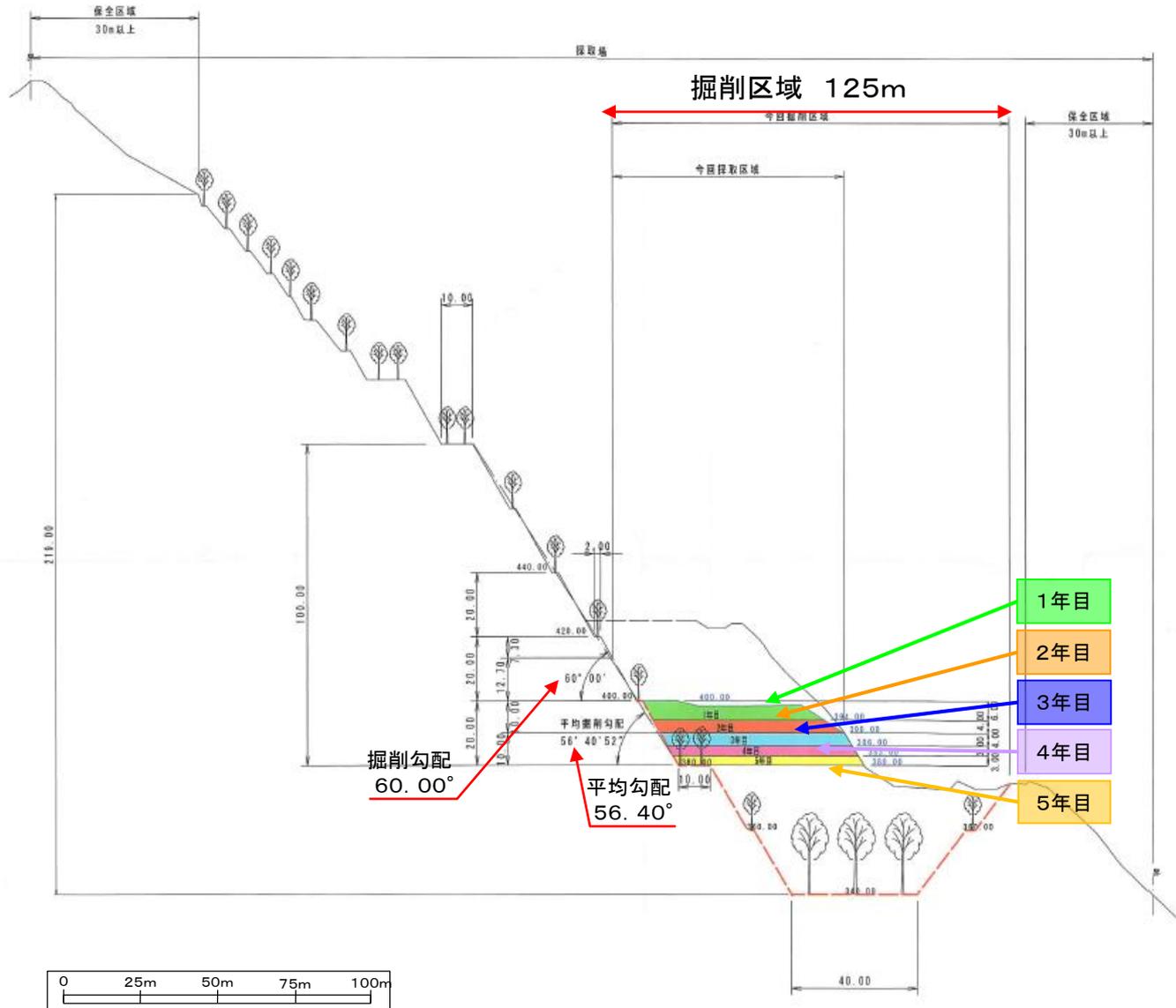


④

【計画平面図】



【計画標準断面図】

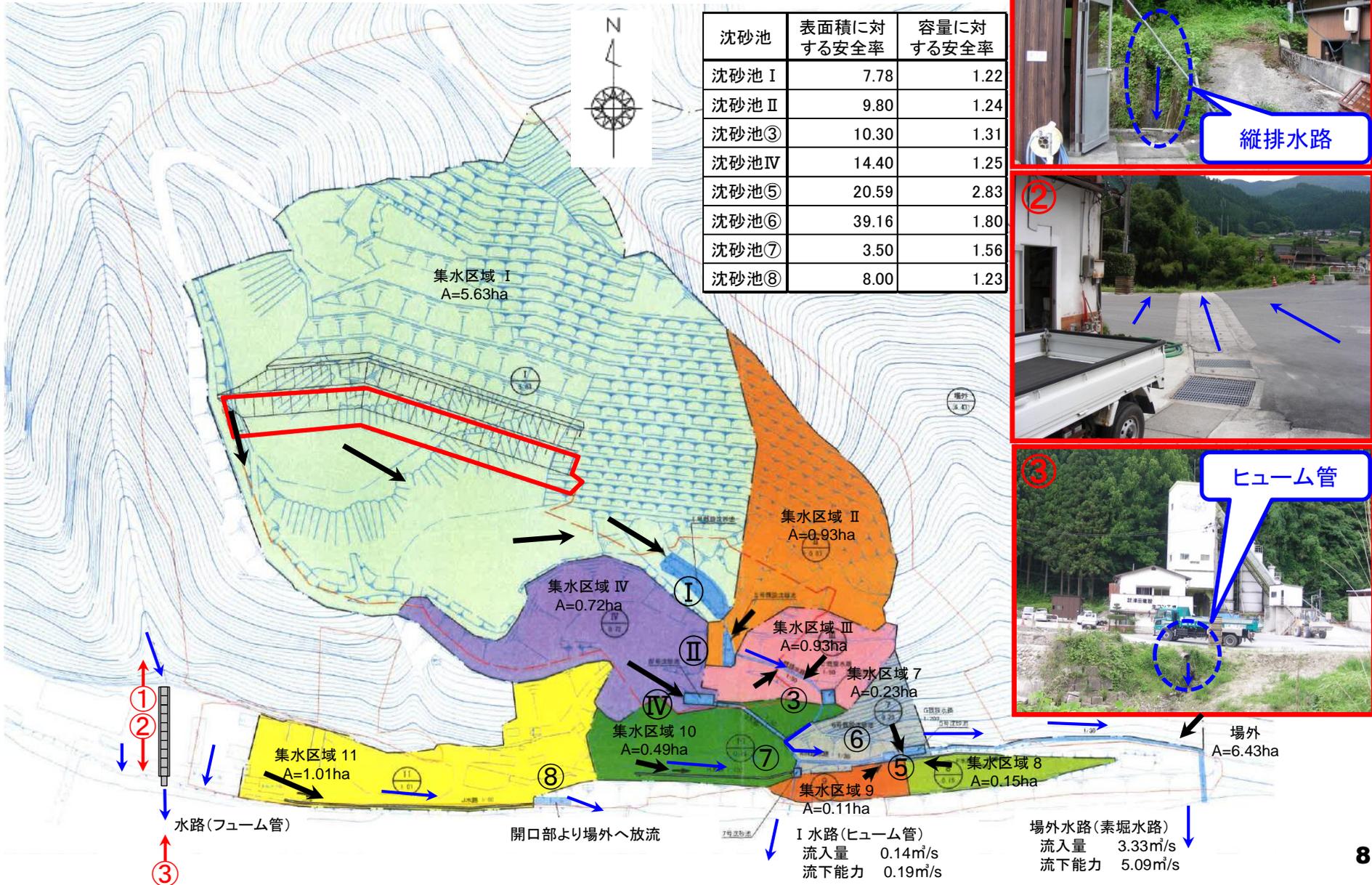


標準断面図
(NO, 4)

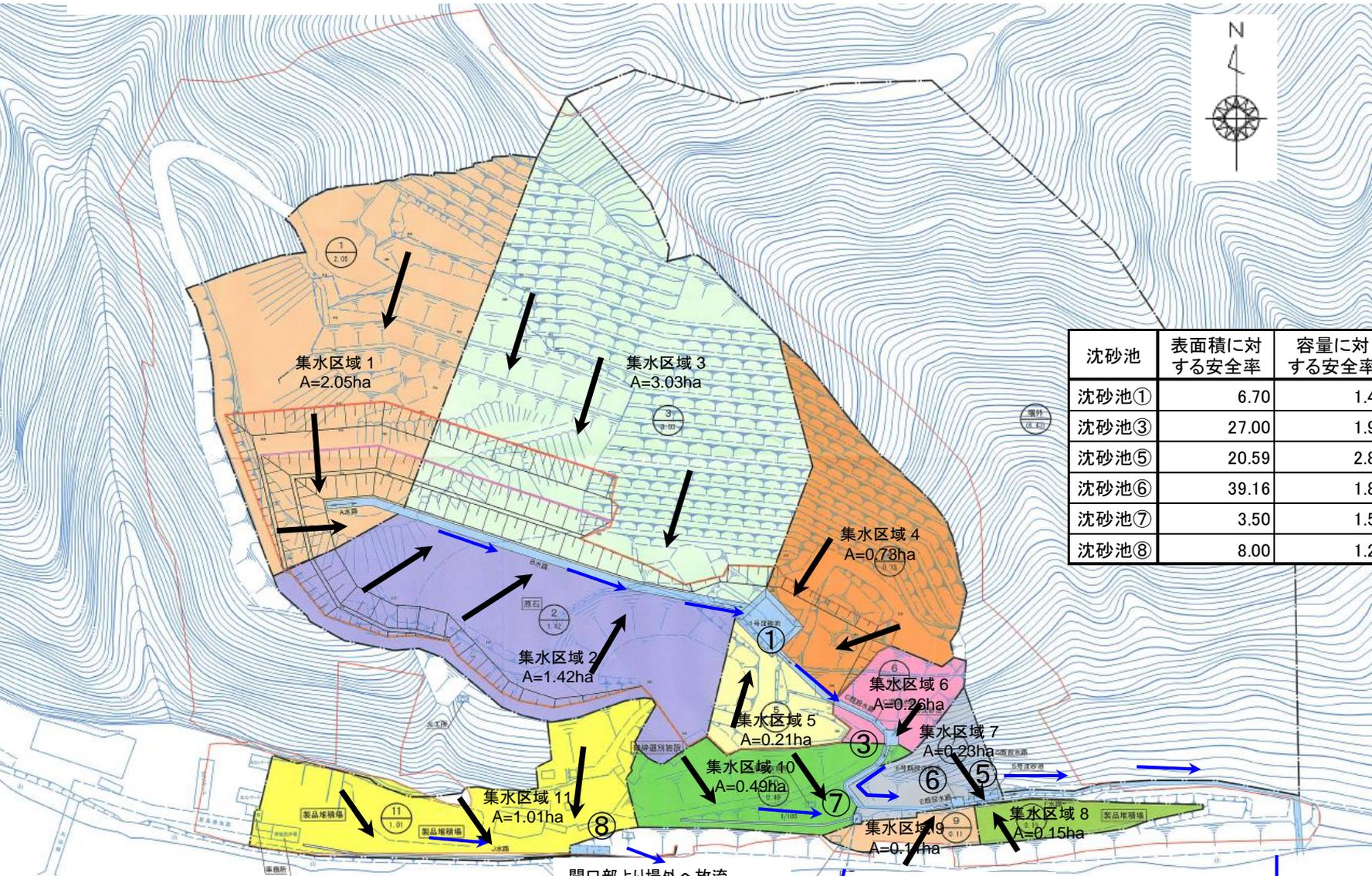
【排水系統図】

今回の認可期間中、集水区域1の中だけの掘削で、かつ裸地で、集水区域等の変更がないため、排水系統図は期間中同一となる。
(1~5年目)

沈砂池	表面積に対する安全率	容量に対する安全率
沈砂池 I	7.78	1.22
沈砂池 II	9.80	1.24
沈砂池③	10.30	1.31
沈砂池IV	14.40	1.25
沈砂池⑤	20.59	2.83
沈砂池⑥	39.16	1.80
沈砂池⑦	3.50	1.56
沈砂池⑧	8.00	1.23



【排水系統図】



沈砂池	表面積に対する安全率	容量に対する安全率
沈砂池①	6.70	1.41
沈砂池③	27.00	1.94
沈砂池⑤	20.59	2.83
沈砂池⑥	39.16	1.80
沈砂池⑦	3.50	1.56
沈砂池⑧	8.00	1.23

開口部より場外へ放流

I 水路(ヒューム管)
 流入量 0.14m³/s
 流下能力 0.19m³/s

場外水路(素堀水路)
 流入量 3.33m³/s
 流下能力 5.09m³/s

【現況周辺植生図及び写真】



① ケヤキ、タニウツギ
ヤシャブシ

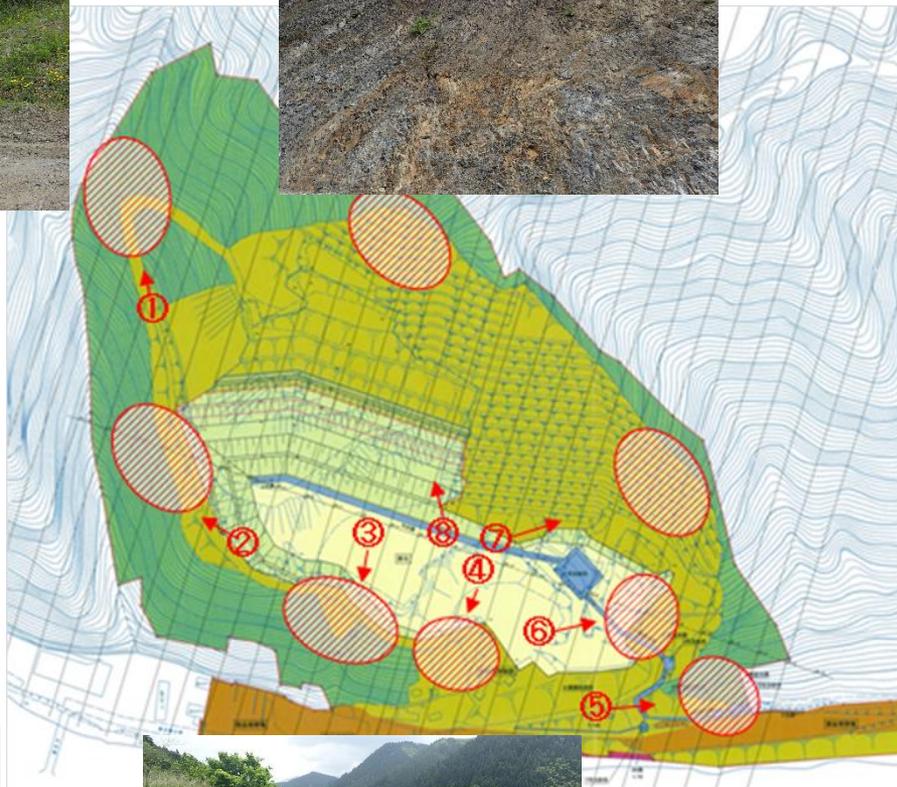


② ケヤキ、リョウブ、タニウツギ
ヤシャブシ、チマキザサ



③ 草本類、ヤシャブシ

⑧ スギ



④ 草本類、スギ、ケヤキ



⑦ スギ、ヤシャブシ

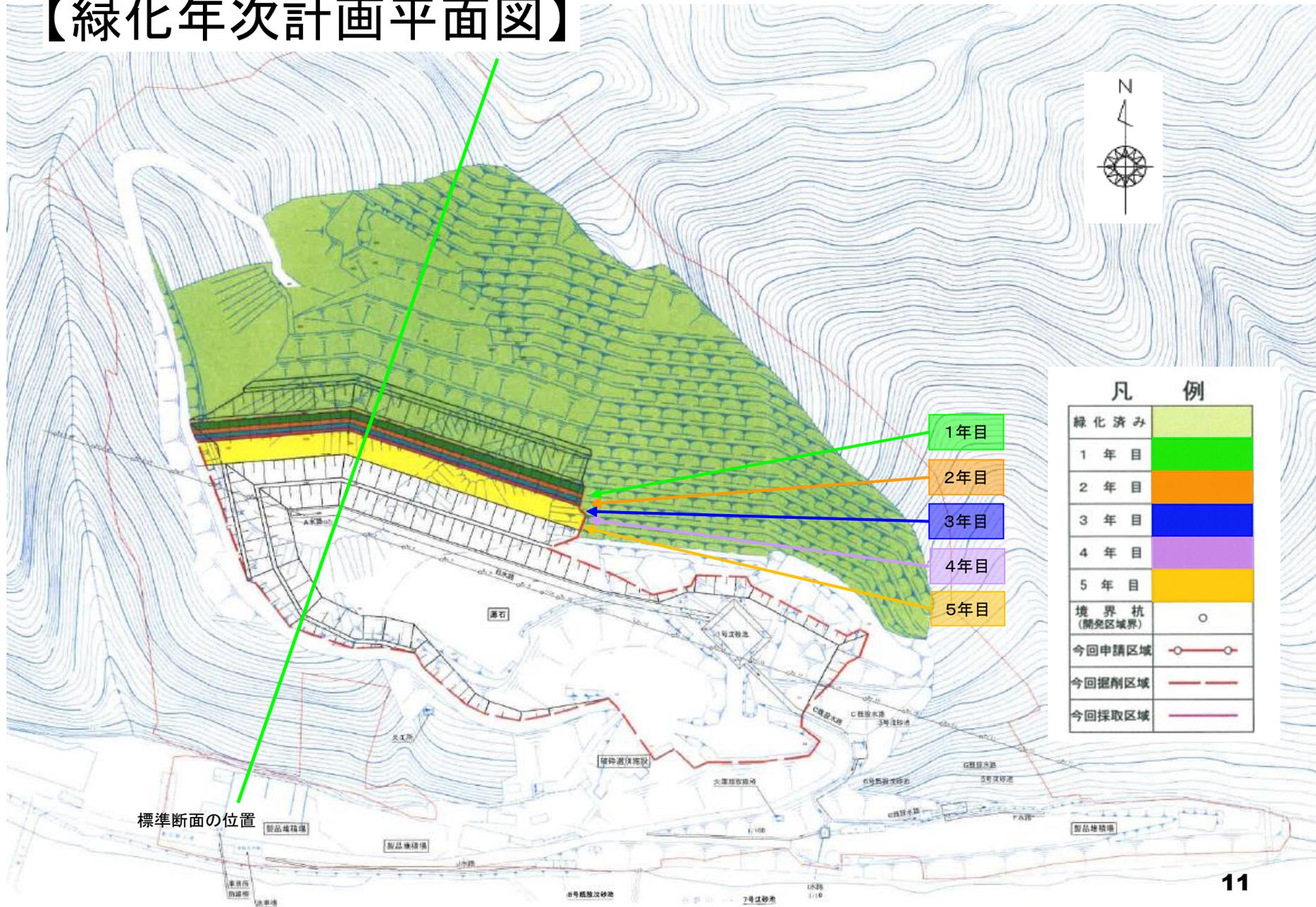


⑥ タニウツギ、クヌギ
ヤシャブシ

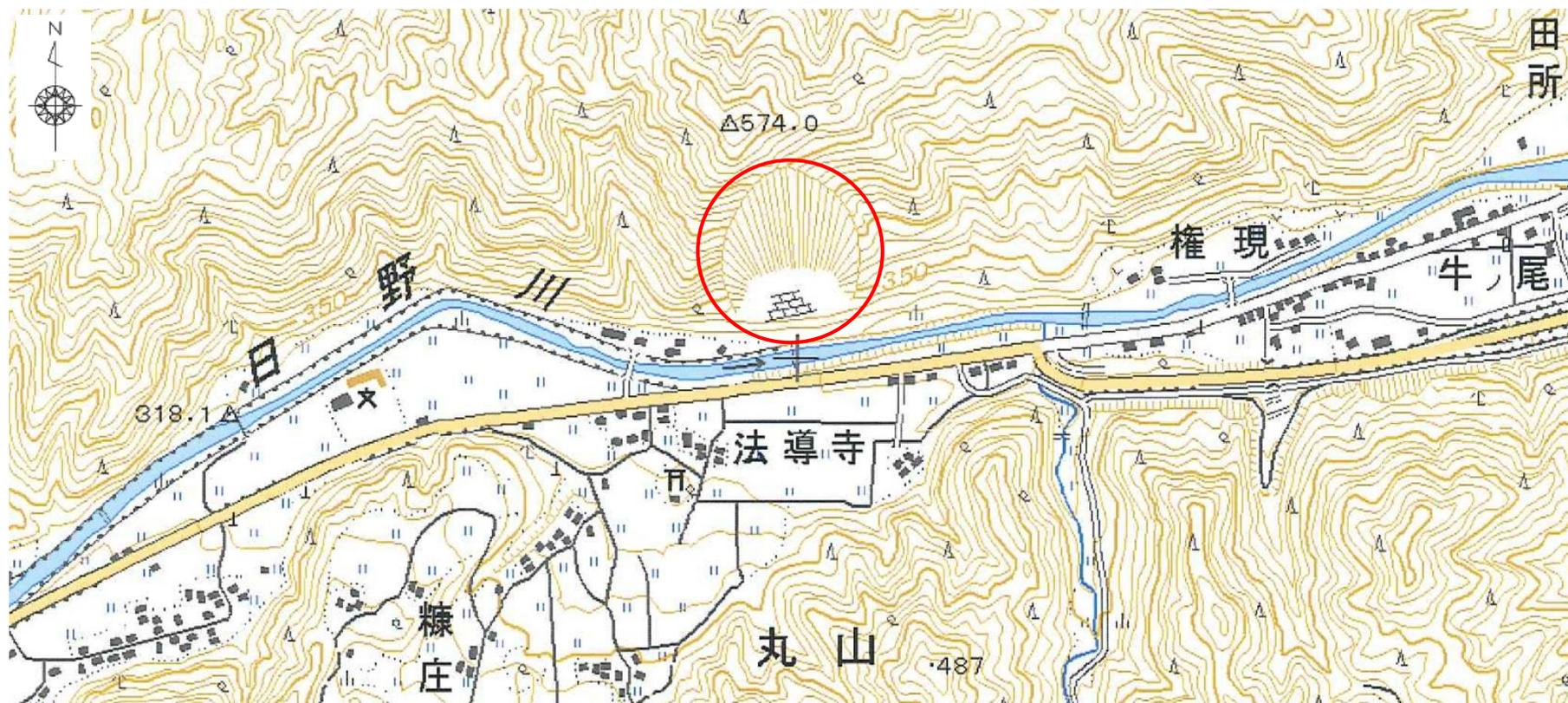


⑤ スギ、ススキ、ヤシャブシ

【緑化年次計画平面図】



【国土地理院地形図】



国土地理院地形図(S=1/25,000) 申請地 ○

【地形分類図】

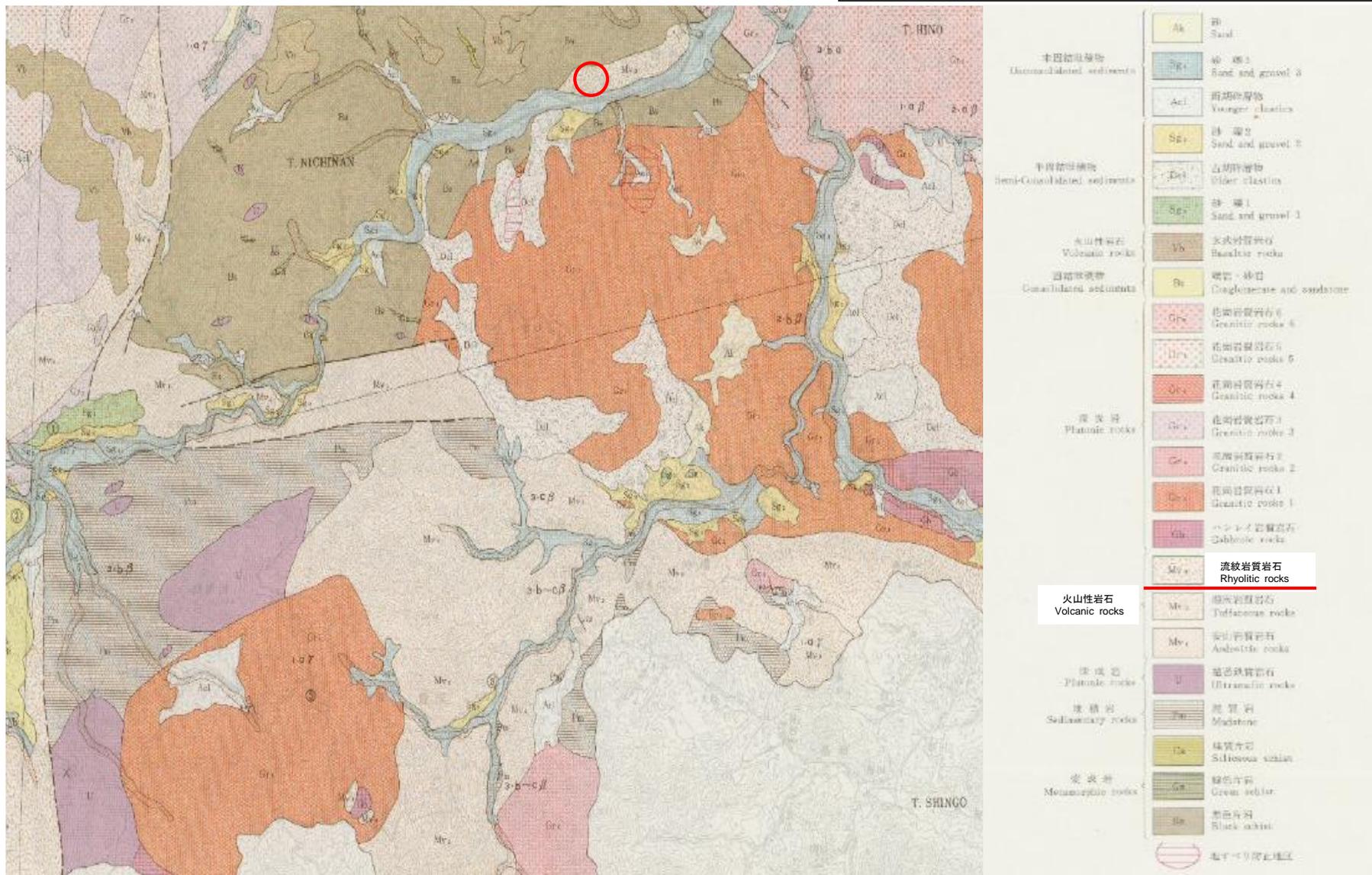
出典：土地分類基本調査(1980)横田・多里・上石見 鳥取県



地形分類図(S=1/50,000) 申請地 ○

【表層地質図】

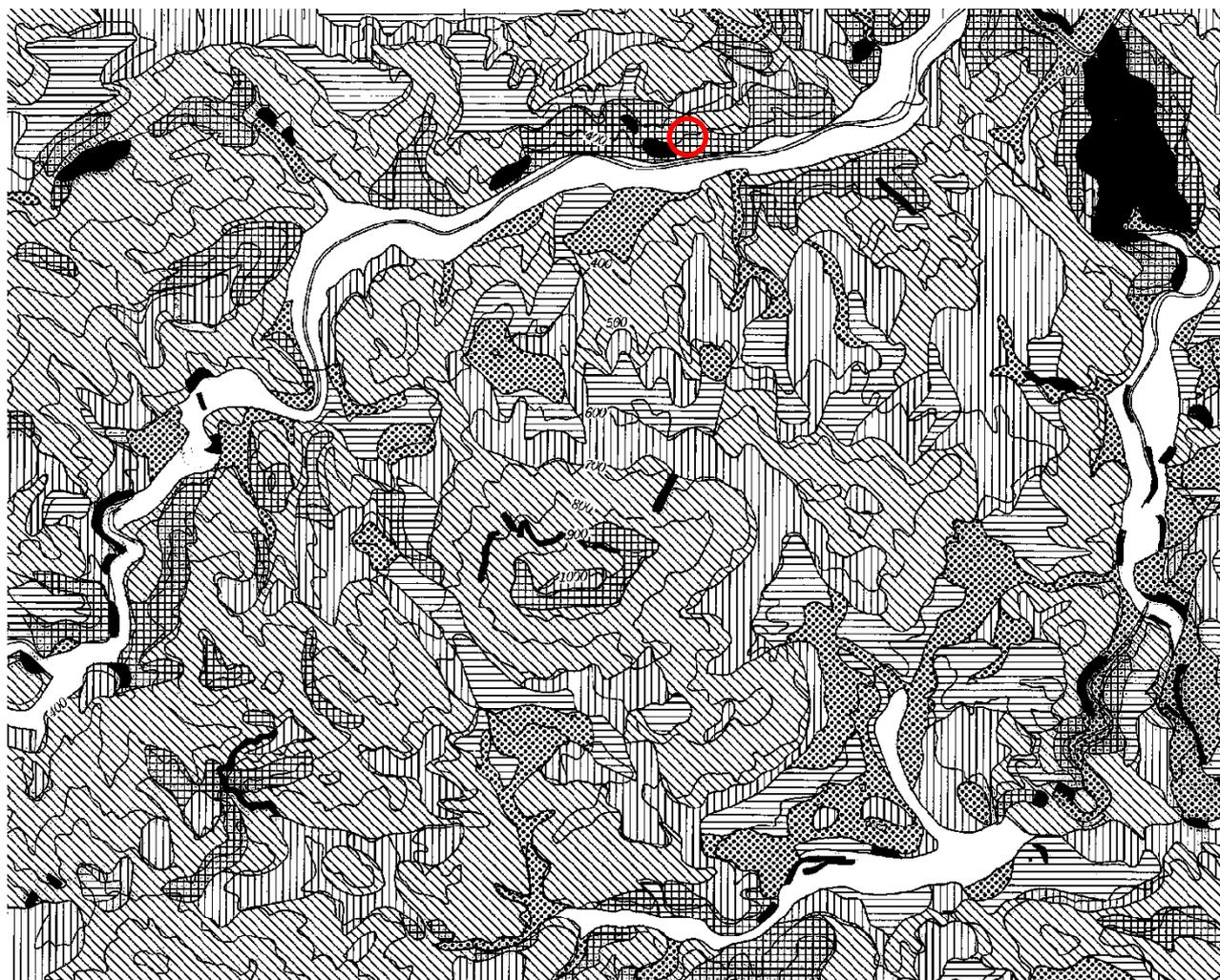
出典：土地分類基本調査(1980)横田・多里・上石見 鳥取県



表層地質図(S=1/50,000) 申請地 ○

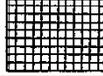
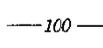
【傾斜区分図】

出典：土地分類基本調査(1980)横田・多里・上石見 鳥取県



凡例 Legend

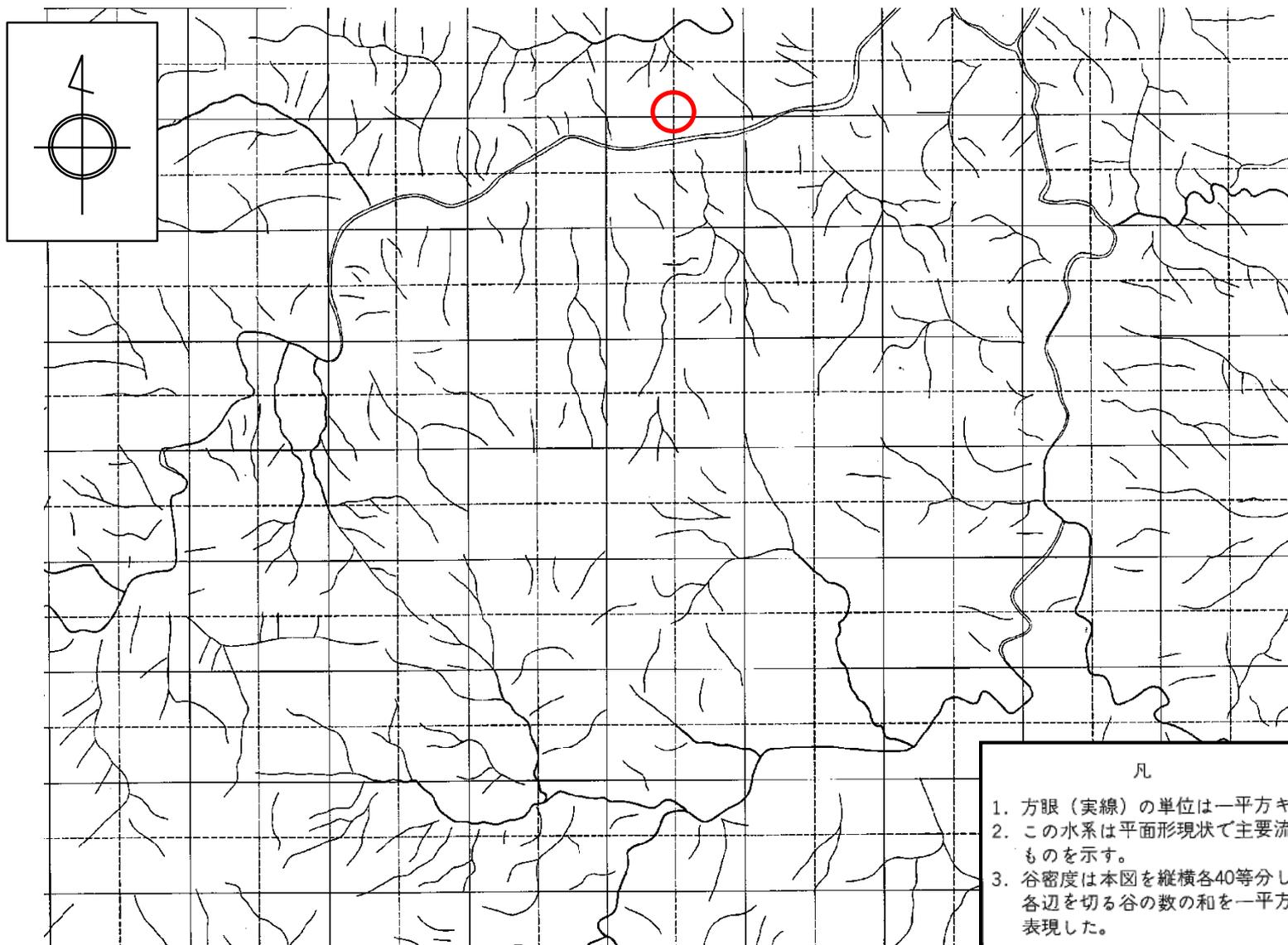
(傾斜区分)

-  傾斜40度以上
Slopes greater than 40°
-  傾斜30度以上40度未満
Slopes between 30° and 40°
-  傾斜20度以上30度未満
Slopes between 20° and 30°
-  傾斜15度以上20度未満
Slopes between 15° and 20°
-  傾斜8度以上15度未満
Slopes between 8° and 15°
-  傾斜3度以上8度未満
Slopes between 3° and 8°
-  傾斜3度未満
Slopes less than 3°
-  等高線
Contour line

傾斜区分図(S=1/50,000) 申請地 ○

【水系及び谷密度】

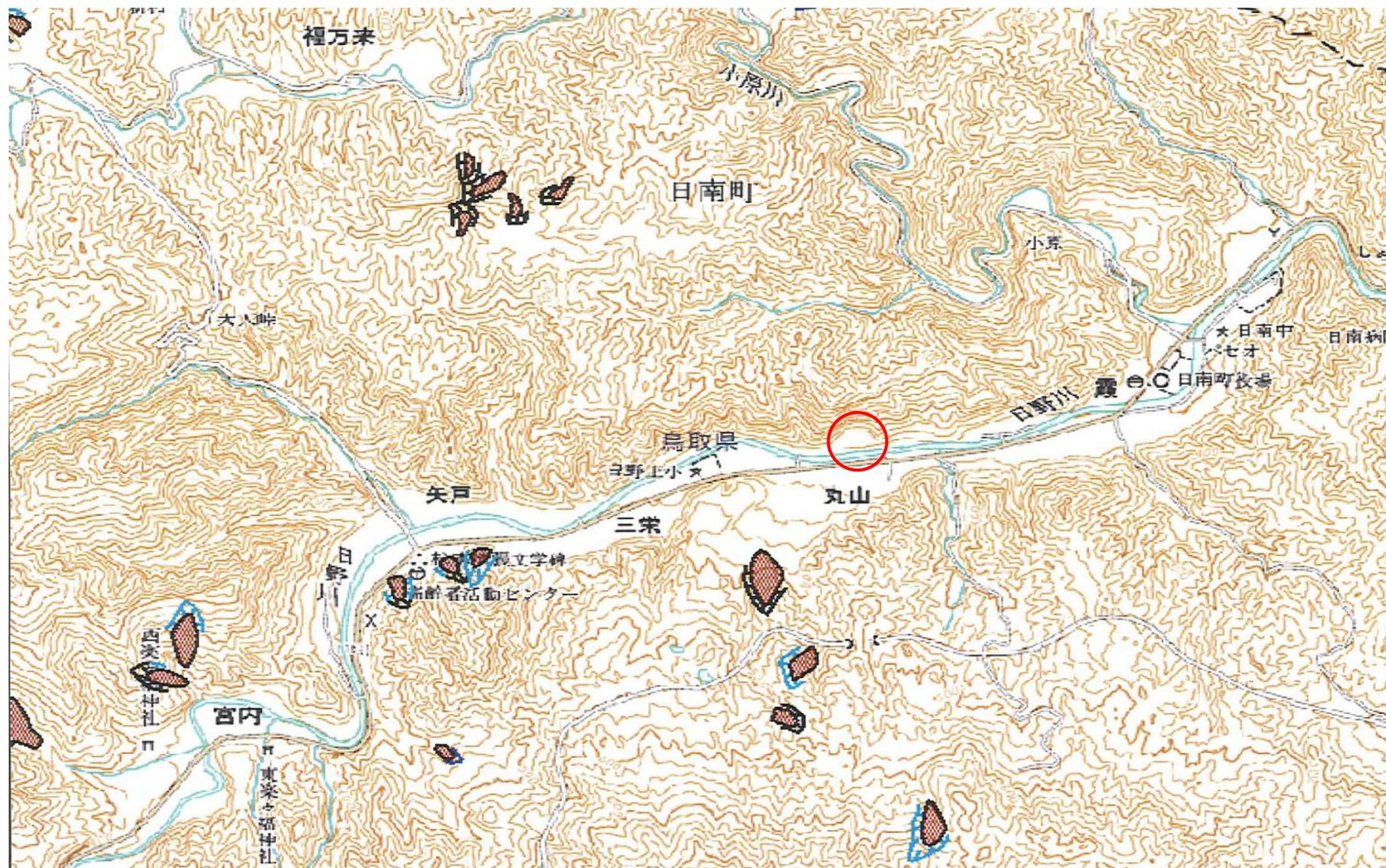
出典：土地分類基本調査(1980)横田・多里・上石見 鳥取県



- 凡 例
1. 方眼（実線）の単位は一平方キロメートル。
 2. この水系は平面形現状で主要流路と地形を開析するものを示す。
 3. 谷密度は本図を縦横各40等分して作成された方眼の各辺を切る谷の数の和を一平方キロメートル単位に表現した。

水系及び谷密度 (S=1/50,000) 申請地 ○

【地すべり地形分布図】



【関係法令】

要綱様式9号（第9条関係）

関 係 法 令 調 査 書

番号	関係法令	適用の有無	必要な許可認可等の内容	処分の内容または処分を受ける見込み等	所管課（関係課）	許認可日申請日	許認可期間
1	自然公園法	有・無					
2	農地法	有・無					
3	森林法	有・無	第10条に基づく隣地開発行為の許可	手続中	森林保全課		
4	河川法	有・無					
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	有・無					
6	地すべり等防止法	有・無					
7	鳥取県砂防指定地管理条例	有・無					
8	道路法	有・無					
9	公有水面埋立法	有・無					
10	文化財保護法	有・無					
11	国有財産法	有・無					
12	大気汚染防止法	有・無	第18条に基づく一般粉じん発生施設の設置等の届出	届出済	環境・循環推進課	H12.4.25	
13	水質汚濁防止法	有・無					
14	騒音規制法	有・無					
15	土壌汚染対策法	有・無	第4条に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出	届出済	環境・循環推進課	H23.5.17	
16	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有・無	発生する脱水ケーキが産業廃棄物でないことの確認	確認済	環境型社会推進課	H12.11.28	
17	鳥取県景観形成条例	有・無	第15条に基づく大規模開発行為の届出	届出済	景観まちづくり課	H8.10.1	
18	鳥取県開発事業指導要綱	有・無	要綱10条に基づく知事の同意	同意	景観まちづくり課	H8.9.17	

●森林法
開発区域の縮小に伴う変更届、工期延長に伴う工期延長届の手続き中。
採石認可と同日許可の見込み。

●大気汚染防止法
届出が必要な一般粉塵施設があり、届出済。

●土壌汚染対策法
土地の形質変更の届出済。

●廃掃法
採石の破碎・選別方法を乾式・湿式方式から乾式のみに変更（H26.1）。これにより泥処理フィルタープレス機を撤去したことにより、脱水ケーキは発生しない。

●鳥取県景観形成条例
大規模開発行為の届出内容について問題なく受理されている。

●鳥取県開発事業指導要綱
協議を実施し、同意（H8.9.17）されている。
同意条件（抜粋）
1 日南町との開発協定→締結済（R12.7.31まで）
2 関係諸手を適切に行うこと。

【チェックリスト】

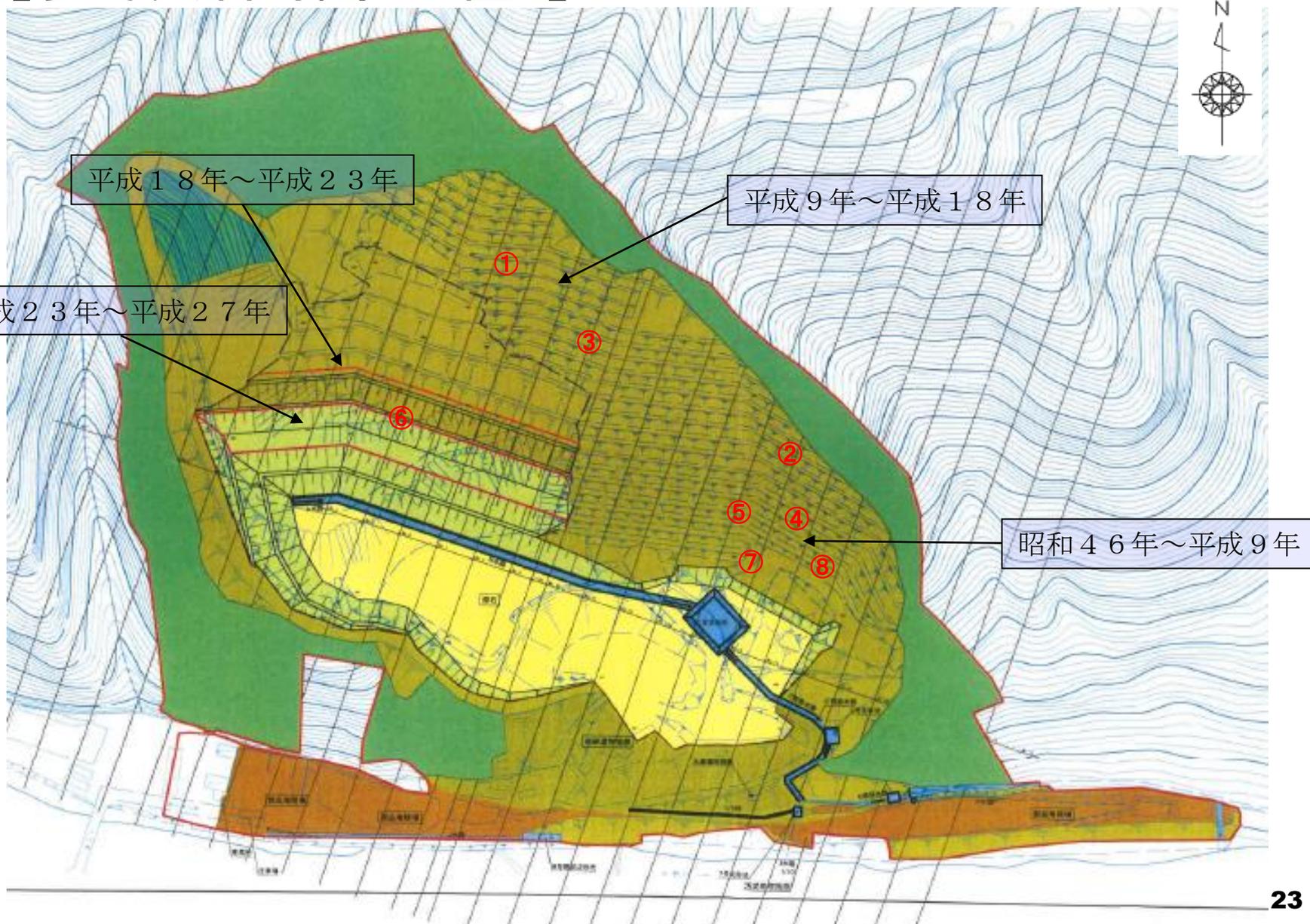
チェックリスト（生山礦業株式会社）

項 目	主 な 確 認 内 容	チェック状況
1 関係法令の手続き	<p>○森林法に基づく林地開発許可を得て採石中であるが、今回、開発区域の縮小に伴う変更届、工期延長に伴う工期延長届が提出されている。 ※内容について問題がなければ、採石法認可と同日に届出受理となる。</p> <p>【森林法に基づく隣地開発許可が必要な場合】 : 「地域森林計画」の対象となっている民有林で、実際に森林の土地を形質変更（切取、盛土）する面積が1haを超える開発行為を行う場合は、知事の許可が必要。</p> <p>○鳥取県景観形成条例に基づき開発行為の届出がされている。 【鳥取県景観形成条例に基づき開発行為の届出が必要な場合】 : 大規模行為（土石の採取、土地の区画形質の変更が1haを超える場合）を行う場合は、当該行為の種類、場所、内容及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>○鳥取県開発事業指導要綱に基づき県の同意が取られている。 【鳥取県開発事業指導要綱開発事業の届出】 : 一定規模以上（1ha以上）の開発事業等については、県土の無秩序な開発を防止し、適正な土地利用を図り、快適な地域環境の確保に努めることを目的として、各個別法に基づく許可、認可の手続きを行う前に、県と協議を行い、同意を得る必要がある。（許認可等の行政処分ではなく、行政指導にとどまるもの。）</p>	適切に手続きがされている。
2 採石施工計画	<p>○掘削勾配は60度と平均勾配は56.40度で基準値を満たしており、図面とも整合が図られている。→標準断面図のとおり 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 : 砕石用原石；森林開発許可時；軟岩；60度（掘削後の平均勾配60度）</p> <p>○保全距離は30m以上あり、隣接土地の利用状況に応じて適切である。 【基準（鳥取県採石条例施行規則）抜粋】 : 道路・河川等その他公共施設、森林法開発許可時；30m</p>	適切である。
3 掘削作業計画	<p>1) 掘削 ○最終高低差は219mであり、高低差100m毎に幅10mの小段が設置されている。 →標準断面図のとおり 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 : 露天採掘；砕石用原石；最終高低差100m毎に規則で定める幅（10m）以上の小段設置が必要。</p>	適切である。

【チェックリスト】

	<p>○設置する小段の高さは20mであり、小段の幅は2mで基準値を満たしている。 →標準断面図のとおり 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 ：露天採掘；砕石用原石；高低差20m・小段幅2m 2）掘削及び選別施設 ○騒音等発生防止措置については、防音の機器の使用に努めることとしている。 また、破碎及び選別機械があり、防音及び防振の付いた機器の使用している。火薬についても使用するが、平日の昼間のみ使用することとし、問題なし。 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 ：騒音等を防ぐ措置を行う。</p>	
4 岩石運搬計画	<p>○洗車ピットが設置してあり、その他搬出路の舗装及び散水の実施による粉塵の発生防止措置が図られており、適切である。 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 ：粉じん防止等のため洗車ピット、散水、清掃等その他必要な措置を行う。</p>	適切である。
5 汚濁水等処理計画	<p>○沈砂池の規格、処理能力と水路等の規格、流下能力は十分であり、適切である。 →排水系統図のとおり 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 ：十分な処理能力を有する施設、その他適当な施設により、適切に処理すること。</p>	適切である。
6 採石跡地処理計画	<p>○跡地の緑化計画は、掘削後速やかに緑化する計画になっており、適切である。 →緑化年次計画図のとおり 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 ：他の用途に利用する場合を除き、環境保全、景観保全等のため、速やかに緑化すること。</p>	適切である。
7 廃土等堆積計画	<p>○廃土等堆積計画なし。 ※採石の破碎・選別方法を乾式のみに変更(H26.1)。湿式方式による泥処理フィルタープレス機の撤去による。</p>	適切である。
特記事項		

【参考資料(撮影位置)】



【参考資料(現況写真)】



① ②



③ ④



【参考資料(現況写真)】



⑤



⑥



⑦



⑧